東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた 武蔵野市実行委員会会則の一部改訂について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた武蔵野市実行 委員会会則の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

<u> 心する説明の欄に掲ける改止を行う。</u>		
改正前	改正後	説明
(目的)	(目的)	
第4条 実行委員会は、平成	第4条 実行委員会は、令和3	字句の改正
<u>32(2020)</u> 年度に開催される東	<u>(2021)</u> 年度に開催される東京	
京2020オリンピック・パラリ	2020オリンピック・パラリン	
ンピック競技大会や、 <u>平成</u>	ピック競技大会や、 <u>令和元</u>	字句の改正
31(2019)年度に開催されるラ	<u>(2019)</u> 年度に開催されるラグ	
グビーワールドカップ2019大	ビーワールドカップ2019大会	
会等(以下「大会等」とい	等(以下「大会等」とい	
う。)の開催に向けた武蔵野	う。)の開催に向けた武蔵野	
市の取組みを推進することを	市の取組みを推進することを	
目的とする。	目的とする。	
(事業)	(事業)	
第5条 実行委員会は、前条の	第5条 実行委員会は、前条の	
目的を達成するために、次に	目的を達成するために、次に	
掲げる事業を行う。	掲げる事業を行う。	
(1)から(4)まで (略)	(1)から(4)まで (略)	
	(5) 聖火リレーに関すること	項の追加
(5) その他、前条の目的の推進	<u>(6)</u> その他、前条の目的の推進	項の改正
に向けて市民とともに行う取	に向けて市民とともに行う取	
組みで、委員長が必要と認め	組みで、委員長が必要と認め	
る取組みに関すること	る取組みに関すること	
(任期)	(任期)	
第10条 委員の任期は、平成33	第10条 委員の任期は、 <u>令和4</u>	字句の改正
年3月31日までとする。ただ	年3月31日までとする。ただ	

し、委員が就任時におけるそ れぞれの所属機関、団体等の 役職を離れたときは、その後 任者が前任者の残任期間を務 めることができる。

## (解散)

年3月31日もしくはその目的 が達成されたときに、総会の 議決により解散する。

付 則

1から2まで (略)

し、委員が就任時におけるそ れぞれの所属機関、団体等の 役職を離れたときは、その後 任者が前任者の残任期間を務 めることができる。

(解散)

第19条 実行委員会は、平成33 第19条 実行委員会は、今和4 字句の改正 年3月31日もしくはその目的 が達成されたときに、総会の 議決により解散する。

付 則

- 1から2まで (略)
- 3 この会則は、令和2年6月 項の追加 <u>1日から適用する。</u>
- 4 この会則は、令和4年3月 項の追加 31日限り、その効力を失う。